

第33回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成25年1月31日（木）10:00～11:40

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

(部会長) 西郷浩

(委員) 北村行伸、中村洋一

(専門委員) 工藤貴史、三浦秀樹

(審議協力者) 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県

(調査実施者) 農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課：矢野センサス統計室長ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室：村上室長、空閑調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：金子調査官ほか

4 議題 漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）について

5 概要

- ①前回部会において出された整理事項、②基幹統計の名称案、③漁業センサス（以下「本調査」という。）の変更及び漁業センサスの指定の変更（名称の変更）の答申案について審議を行った。
- 部会長から答申案が示され、審議の結果、文言の一部修正を行うことを前提に答申案は採択された。修正については、部会長に一任され、答申案は所要の修正後、第62回統計委員会（2月15日開催予定）において部会長から報告することとされた。
- 審議における委員・専門委員からの主な意見等は以下のとおり。

（1）前回部会において出された整理事項について

- 魚市場におけるHACCP手法の導入状況に関する把握の必要性に関し、農林水産省から、今後、魚市場における品質・衛生管理対策の進展状況等に応じて当該把握を検討する旨の説明が行われた。この説明を踏まえ、HACCP手法の導入状況に関する調査事項の変更は了承された。

（2）基幹統計の名称案について

- 基幹統計の名称を「水産業構造統計」にした場合、水産食料品等の製造業のみならず、卸売りや小売りといった流通面も統計の対象と考えられるが、現在の漁業センサスではそうした範囲まで対象としているわけではなく、統計の名称と内容が整合しなくなることから、基幹統計の名称としては、「漁業構造統計」が適当であると考える。
- 統計法令との関係に関する問題については、統計法施行令に規定されている「漁業」を「水産業」に変更すれば解決できるのか。
→ 統計法施行令に規定されている「漁業」を「水産業」に変更するに当たっては、統計法施行令中の「漁業」に関する従来からの解釈との関係、漁業センサスにより作成される統計の内容との整合性など様々な観点からの検討が必要である。
- 基幹統計の名称については、対象範囲の明確性、他の基幹統計の名称との整合性、統計の内容と統計法令との関係から審議した結果、部会としては、「漁業構造統計」が適当であ

ると判断する。

(3) 答申案について

ア 漁船登録データの活用について

- 漁船登録データを調査票へのプレプリントのためのデータとして活用することが難しい理由の一つとして、各都道府県において当該データを管理しているフォーマットが様々であることを挙げているが、一般論として行政記録情報がそうした状況であると半永久的に活用できないということになるのではないか。

→ 行政記録情報の統計作成への活用に当たり、当該情報の管理方法の形態が支障となっている状況は、本調査に限らず、他の統計調査においてもみられるものである。したがって、こうした横断的な問題については、政府統計全体に係る課題として、例えば次期の基本計画において、より一步活用を進めるための方策を検討すること等が考えられるのではないか。

イ 今後の課題（オンライン調査に関する利用状況の把握）について

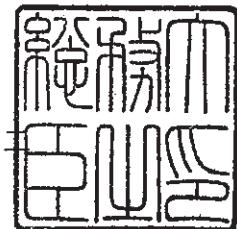
- 今後の課題として、流通加工調査においてオンライン調査の利用促進が図られていないことから、その原因を把握することを指摘しているが、具体的な把握方法としてどのようなものが考えられるのか。

→ 流通加工調査の調査対象となっている水産加工業者に対して、本調査の実施に合わせてオンライン調査の利用に関するアンケートを実施することや、本調査後に実査を担当した地方農政局や地域センターからオンライン調査の利用状況に関する事後報告を求める等により、情報を把握することを考えているところである。

総政企第283号
平成24年11月28日

統計委員会委員長
樋口美雄 殿

総務大臣
樽床伸



諮問第48号

漁業センサスの変更及び漁業センサスの指定の変更
(名称の変更)について(諮問)

標記について、農林水産大臣から平成24年11月15日付け24統計第893号により別添「基幹統計調査の変更について(申請)」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法(平成19年法律第53号)第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

あわせて、基幹統計の指定の変更(名称の変更)に当たり、同法第7条第3項において準用する同条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

平成 24 年 11 月 28 日
総務省政策統括官（統計基準担当）

諮詢の概要

1 質問事項

基幹統計調査である「漁業センサス」の平成 25 年調査の実施に当たり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、農林水産大臣から申請のあった以下の変更を承認すること及び同法第 7 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、基幹統計である「漁業センサス」の指定を変更（名称の変更）すること

(1) 変更の概要

変更の内容は、次のア及びイの二つに大別される。

- ア 調査において報告を求める事項、基準となる期日、報告を求めるために用いる方法等調査計画の内容についての変更

【説明】漁業センサスは、前回（2008 年）調査において、海面漁業調査（調査票 6 種類）、内水面漁業調査（調査票 3 種類）及び流通加工調査（調査票 2 種類）の 3 調査により実施されたが、全調査票の OCR（光学式文字読み取り装置）対応、各調査についての調査票、調査事項等の合理化、適正化等の変更（後記(2)で詳述）を行うもの。

- イ 基幹統計の指定の変更（名称の変更）

【説明】経済センサス等新統計法下の基幹統計の名称の区別の例に倣い、従前「漁業センサス」と呼称してきた基幹統計と基幹統計調査について、下表のとおり、名称による区別を行うもの。

	変更後	現行
基幹統計の名称	漁業構造統計	漁業センサス
基幹統計調査の名称	漁業センサス	漁業センサス

(2) 主な調査計画内容の変更

- ア 本調査の全ての調査票を OCR 対応調査票に変更する。

【説明】集計時に手入力を要した従前の調査票を改め、OCR 対応調査票とし、光学式文字読取装置による自動入力で、集計作業の負担軽減、処理時間の迅速化等を図るもの。

- イ 海面漁業調査に関し、次の変更を行う。

【説明】海面漁業調査については、①漁業経営体に対する調査（調査票：対個人経営体 1 種類、対団体経営体 3 種類）、②漁業管理組織に対する調査（調査票 1 種類）及び③漁協の地域活性化のための取組状況についての調査（調査票 1 種類）に細分されている。これについて、調査票の統合等、次の(ア)～(ウ)の変更を行うもの。

(ア) 下表のとおり団体経営体向けの調査票を統合する。

変更内容	変更後	現行
3種類の調査票を1種類に統合（資料1）	・「漁業経営体調査票II（団体経営体用）」	・「漁業経営体調査票II（会社用）」、「漁業経営体調査票III（漁業協同組合等用）」及び「漁業経営体調査票IV（共同経営用）」

(イ) 漁業経営体に対する調査において、当該調査に先駆けて行われる調査対象名簿の作成に当たり、漁船登録データ（新規登録分）を活用することとする。

【説明】前回の漁業センサス（平成20年）に係る統計委員会の答申「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」（平成20年1月21日付け府統委第33号）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）を踏まえ、漁船登録データの活用により、統計調査員の名簿更新に係る業務の負担軽減などを実現し、調査の効率化を図るもの。

(ウ) 漁業経営体に対する調査において、調査票のOCR化に対応し、下表のとおり漁業種類^(注)別販売状況の把握内容の縮減（団体経営体及び個人経営体の双方）、漁業従事者の記入方式の変更（個人経営体のみ）を行う。

調査票のOCR化に対応した変更について

	変更後	現行
漁業種類別販売状況の把握内容	販売金額1位の漁業種類 ^(注) のみを把握	販売金額1位及び2位の漁業種類 ^(注) を把握
漁業従事者の記入方式	過去一年間に漁業を行った世帯員について、経営主との続柄のコードを記入	過去一年間に漁業を行った世帯員について、名前（匿名可）、続柄を文字で記入

(注) ここでは、網漁業、はえ縄漁業、海面養殖等の漁業の種類（53種類）をいう。

ウ 内水面漁業調査に関し、漁業経営体に対する調査において、当該調査に先駆けて行われる調査対象名簿の作成に当たり、漁船登録データ（新規登録分）を活用するとともに、対個人経営体の調査票において漁業従事者の記入方式の変更を行う。

【説明】内水面漁業調査については、①漁業経営体に対する調査（調査票：対個人経営体、対団体経営体それぞれ1種類）及び②漁業協同組合の地域活性化のための取組状況についての調査（調査票1種類）に細分されている。このうち、①について、海面漁業調査におけるイ（ウ）の後段（漁業従事者の記入方式）と同様の変更を行うもの。

エ 流通加工調査に関し、次の変更を行う。

【説明】流通加工調査については、①魚市場に対する調査及び②冷凍・冷蔵、水産加工場に対する調査（調査票それぞれ1種）に細分されている。これについて、調査基準日の変更等次の（ア）及び（イ）の変更を行うもの。

(ア) 魚市場に対する調査と冷凍・冷蔵、水産加工場に対する調査のいずれについても、調査基準日を1月1日に変更する。（変更前 11月1日）

【説明】暦年で業務の管理等を行っている者が多い調査対象の実情を踏まえ、調査実施の時点において、できるだけ近い期間に係る取引状況の報告が求

められるよう改めるもの。

(イ) 冷凍・冷蔵、水産加工場に対する調査に關し、以下の変更を行う

- ① 下表のとおり、製品製造の工程管理内容に係るH A C C P (危害分析・重要管理点) 手法の導入状況を把握するための選択肢を変更する。

変更内容	変更後	現行
製品製造の工程管理内容の選択肢の変更	(選択肢) H A C C P 手法の導入状況 ・「導入している」 ・「導入していない」 ・「導入を決定している」	(選択肢) H A C C P 手法の採用状況 ・「採用していない」 ・「採用している」

(注) 「水産基本計画」（平成 24 年 3 月 23 日閣議決定）において、食品の原料の受け入れから製造・出荷までの全ての工程において、危害の発生を防止するための重要なポイントを継続的に監視・記録する衛生管理手法である H A C C P 手法の導入支援が盛り込まれたことを踏まえ、変更するもの。

- ② 水産加工品の調査対象品目を 21 品目から 68 品目に細分化（細分化前後の対応関係については資料 2 参照）し、これに応じた集計事項の変更を行う。

オ その他、O C R 対応等を含め、調査票のデザイン・レイアウト、設問や選択肢の文言表現等の必要な改善を行うとともに、調査実施時において、報告者からの照会に効率的に対応するため、新たにコールセンター（民間事業者に委託）を設置することとする。

2 現行の漁業センサスの概要

本件調査は、農林水産省が実施する基幹統計調査であり、旧統計法（昭和 22 年法律第 18 号）下では同法第 2 条の規定に基づく指定統計（指定統計第 67 号）を作成するための調査として実施された。昭和 24 年に第 1 回調査を実施して以来、現在までにおむね 5 年周期で実施され、通算で 12 回実施されている。

調査の目的は、我が国における漁業の生産構造及び就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態を明らかにすることにより、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を得るとともに、農林水産省が実施する各種の一般統計調査の報告者を抽出するための母集団情報を整備することである。

農林水産省は、調査結果について、一般統計調査（漁業経営調査等）の母集団情報としての利用のほか、生産体制、漁業集落の生活環境、水産資源の利用・管理、水産加工業の振興等に係る各種の施策の検討に当たっての基礎資料として幅広い利用をしていると説明している。

なお、本件調査は複数の調査からなっており、その区分等概要は下表のとおり。

区分	調査票	調査事項	報告者数 ^(注1)
海面漁業調査	①漁業経営体調査票 I (個人経営体用) ②～④漁業経営体調査票 II～IV (会社用、漁業 協同組合・漁業生産組 合用、共同経営用)	・海面における個人又は団体の漁業経営体 ^(注2) の漁業従事者、使用漁船、漁業種類、養殖施設等の状況等	約 11 万 5,000 経営体
	⑤漁業管理組織調査票	・漁業管理組織 ^(注3) の概要、漁業管理の内 容等	約 1,700 組織

	⑥海面漁業地域調査票	・漁業協同組合（海面）における地域の活性化のための取組状況等	約 1,000 組合
内水面漁業調査	⑦内水面漁業経営体調査 票 I （個人経営体用）	・内水面における個人及び団体の漁業経営体の漁業種類、使用漁船、養殖施設等の状況等	約 6,500 経営体
	⑧内水面漁業経営体調査 票 II （会社・団体用）	・個人の内水面漁業経営体の世帯員の就業状況等	
流通加工調査	⑨内水面漁業地域調査票	・漁業協同組合（内水面）の組合員数、生産条件、地域の活性化のための取組状況等	約 1,000 組合
	⑩魚市場調査票	・魚市場の施設及び取扱高等	約 900 市場
	⑪冷凍・冷蔵、水産加工場調査票	・事業内容、従業者数、冷凍及び冷蔵施設の現況、水産加工場の生産量等	約 1 万 2,000 事業所

(注) 1 報告者数は、平成 20 年に実施された本調査の実績である。

- 2 「漁業経営体」とは、調査期日前 1 年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面等において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯（個人経営体）又は事業所（団体経営体）をいう。
- 3 「漁業管理組織」とは、漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集合体で、一定の取決めに基づき、漁業資源の管理及び漁獲の管理を行っているものをいう。

3 特記事項

(1) 前回の漁業センサス（平成20年）に係る統計委員会の答申「平成20年に実施される漁業センサスの計画について」（平成20年1月21日付け府統委第33号）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）において、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第2項の規定に基づき都道府県が保有している漁船登録データに、本件調査の調査事項の一部（漁船のトン数及び推進機関の種類）が含まれていることから、その活用方策の検討も求められている。

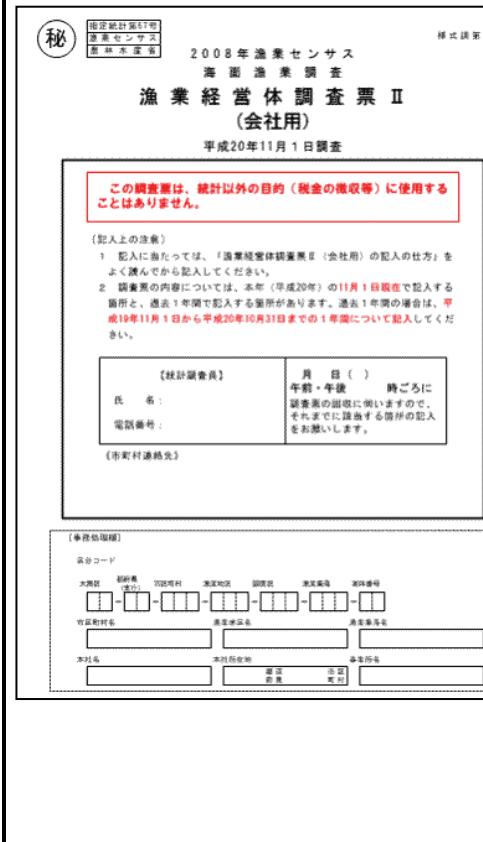
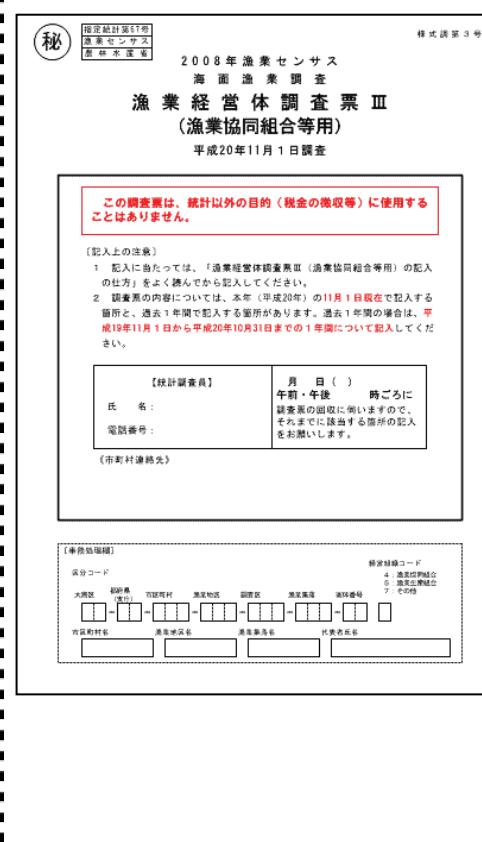
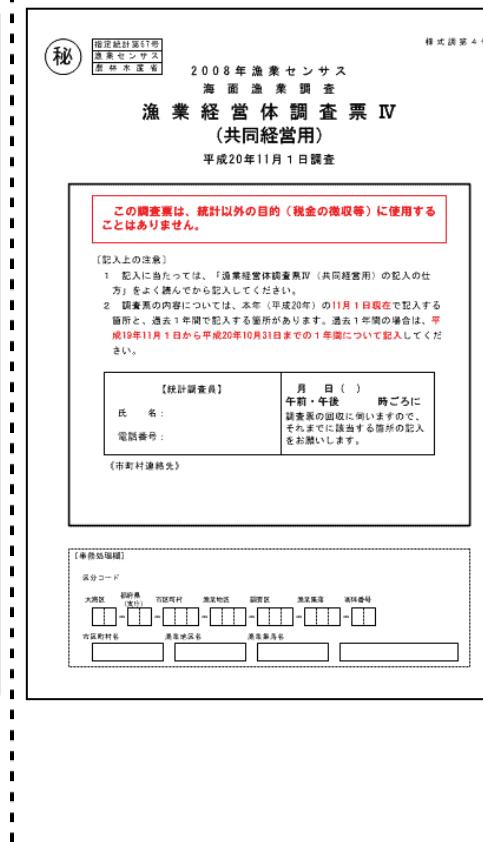
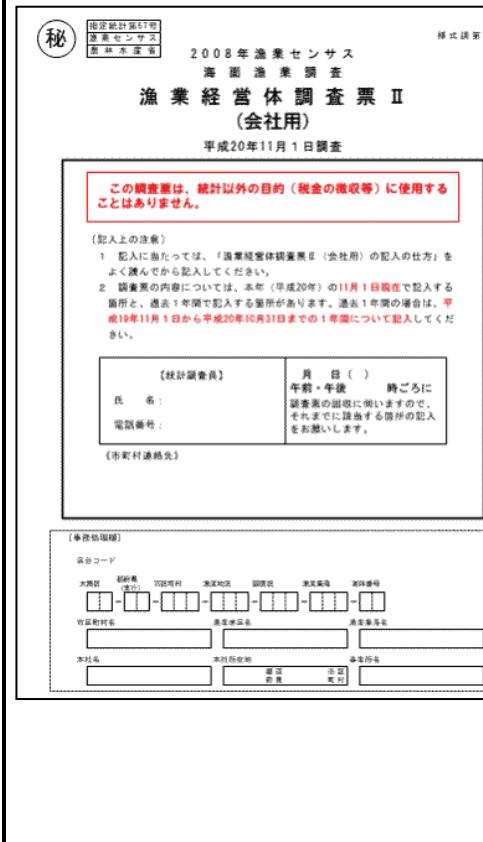
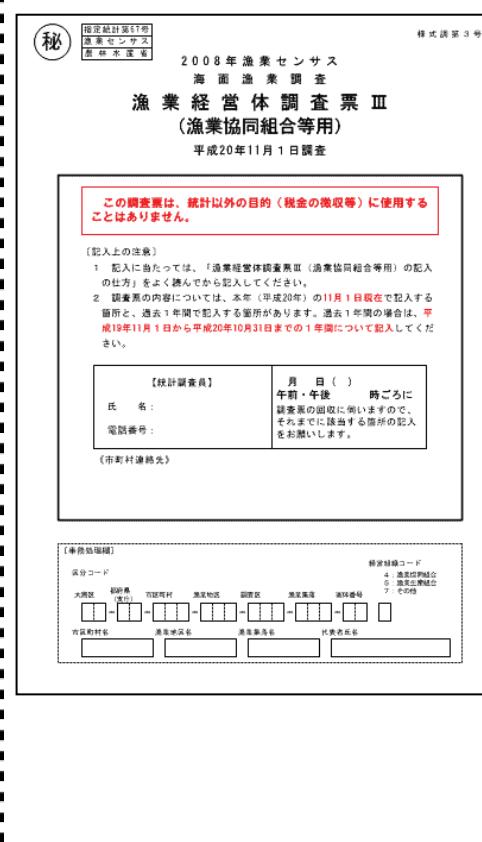
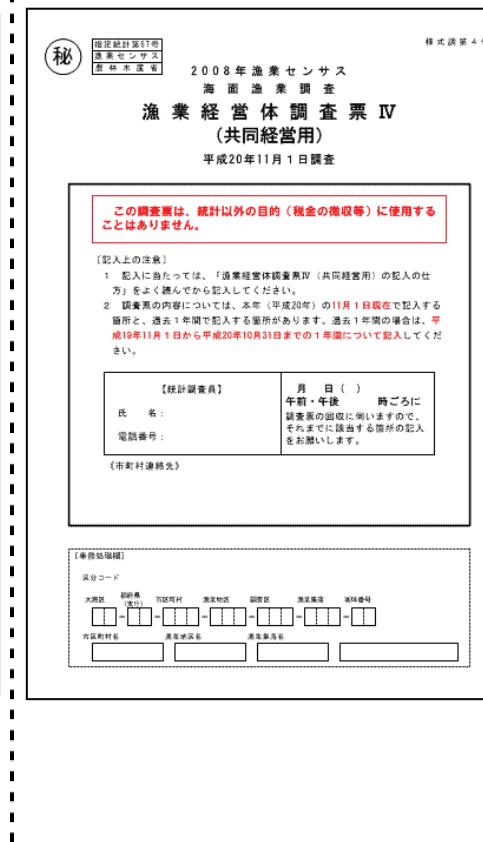
今回諮問する変更においては、当該検討の結果が含まれている。すなわち、農林水産省は、海面及び内水面の漁業経営体に対する調査において、調査対象名簿の作成に際して、農林水産省が送付する前回調査の名簿に都道府県が保有する漁船登録データに基づき、新規に登録のあった漁船等のデータを附加した上で、統計調査員に送付し、現地における統計調査員の名簿更新のための聴取作業を効率化するという形で活用することとしている。

これに関しては、漁船登録データの実際の保有状況や当該データの機械処理の可能性に係る農林水産省の検討結果を踏まえれば妥当なものと考えている。

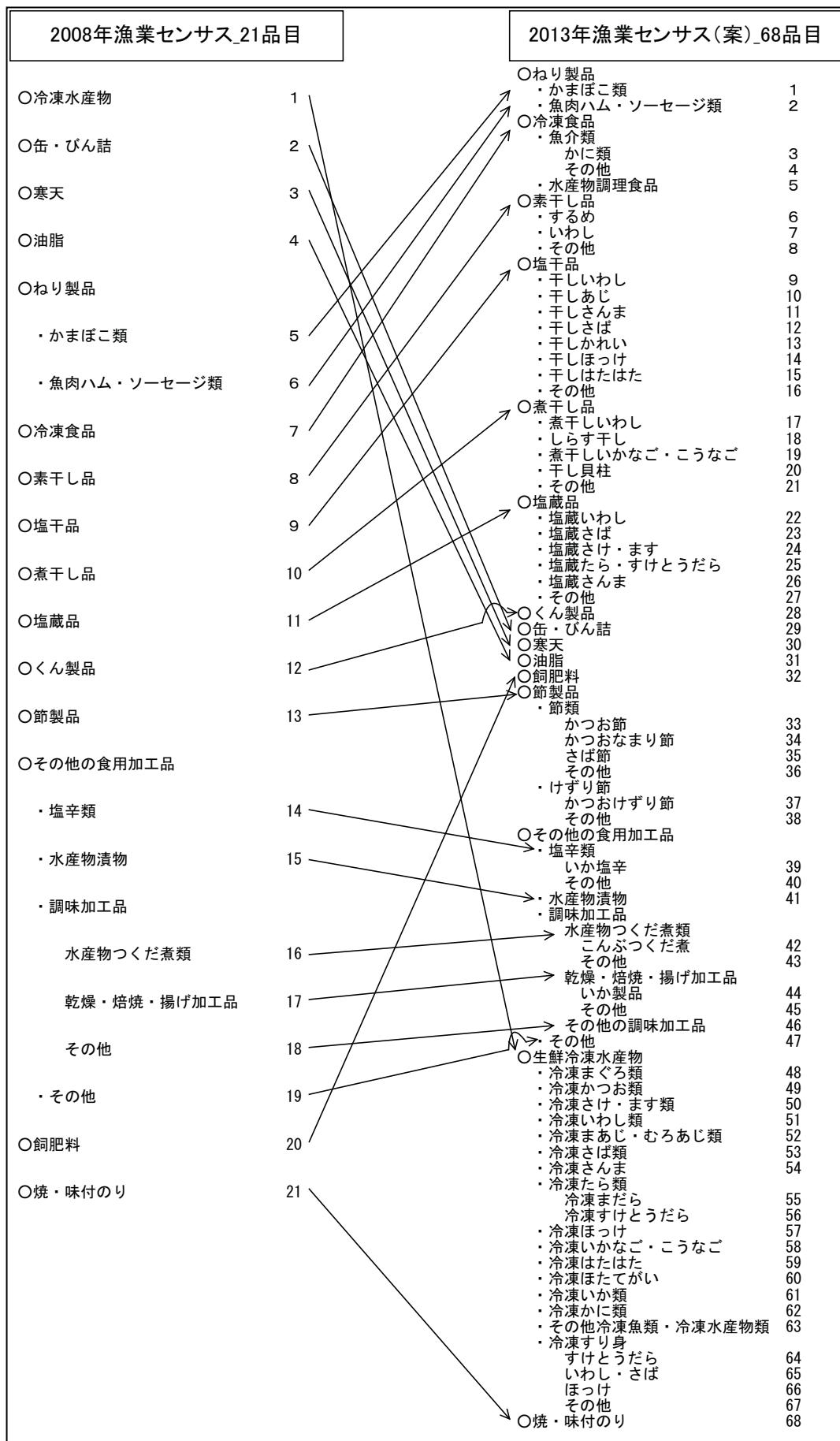
- (2) また、OCR対応について、農林水産省は、平成22年度の農林水産省行政事業レビューの指摘も契機となっていると説明している。
- (3) なお、今般の東日本大震災で大きな被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の3県については、全体で日本国内の水揚量の約1割^(注)を占め、本件調査においても重要な地域となっている。一方、これらの県における水産業は、復興の途上にあることから、このような状況にも配慮した調査の実施が求められている。

(注) 海面漁業生産統計調査 平成 22 年漁業・養殖業生産統計結果による。

漁業センサス 海面漁業調査
漁業経営体調査票（団体経営体を対象とした調査票）の統合について

<p>改正案（統合後）</p> <p>【団体経営体用】</p>  <p>【会社用】</p>  <p>【漁業協同組合・漁業生産組合用】</p>  <p>【共同経営用】</p> 	<p style="text-align: center;">2008 年漁業センサス調査（統合前）</p> <p>【会社用】</p>  <p>【漁業協同組合・漁業生産組合用】</p>  <p>【共同経営用】</p> 
---	--

漁業センサス 流通加工調査
冷凍・冷蔵、水産加工場調査票における水産加工品の品目対応表



調査対象名簿の作成方法の変更について

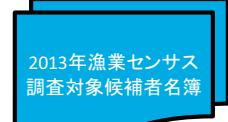
(参考)

2008年漁業センサス



- ①農林水産省において2003年漁業センサス客体名簿の情報を2008年漁業センサス客体候補名簿の様式に転記し都道府県を通じ市町村へ送付

漁船登録データを活用する場合

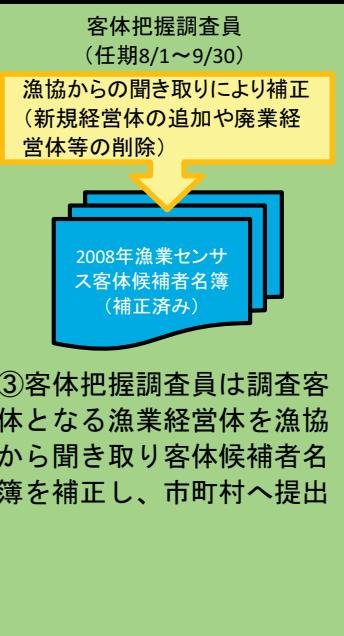


- ①農林水産省において2008年漁業センサス客体名簿の情報を2013年漁業センサス調査対象候補者名簿の様式に転記し都道府県へ送付

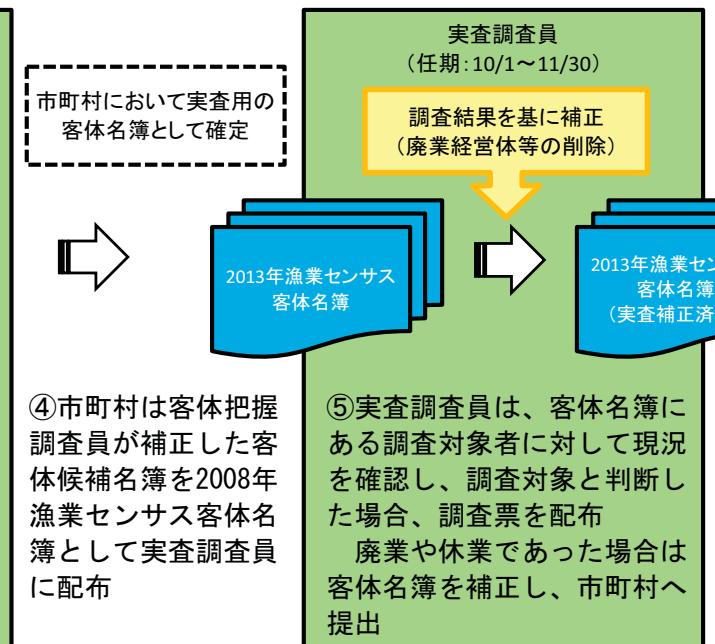
都道府県



- ②-1 都道府県は漁船登録データを基に前回センサス以降新たに漁船登録した漁業者を新規経営体の候補として追加し市町村へ送付



- ②市町村は客体把握調査員へ客体候補者名簿を配布

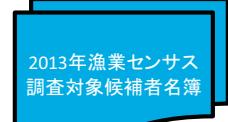


- ④市町村は客体把握調査員が補正した客体候補者名簿を2008年漁業センサス客体名簿として実査調査員に配布
廃業や休業であった場合は客体名簿を補正し、市町村へ提出

- ⑥提出された客体名簿を都道府県を通じ農林水産省へ報告

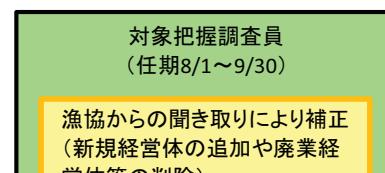
2013年漁業センサス

漁船登録データを活用しない場合



- ①農林水産省において2008年漁業センサス客体名簿の情報を2013年漁業センサス調査対象候補者名簿の様式に転記し都道府県へ送付

- ②市町村は対象把握調査員へ調査対象候補者名簿を配布



- ②-2 市町村は対象把握調査員へ調査対象候補者名簿を配布



- ④市町村は対象把握調査員が補正した調査対象候補者名簿を2013年漁業センサス調査対象名簿として実査調査員に配布
廃業や休業であった場合は調査対象名簿を補正し、市町村へ提出

- ⑥提出された調査対象名簿を都道府県を通じ農林水産省へ報告

2013年漁業センサスの概要

調査の概要

調査の目的：我が国漁業の生産構造及び就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備する

調査の周期：1949年に第1次、1954年に第2次、1963年に第3次を実施し、以降5年ごとに実施（2013年は第13次）

調査日：平成25年11月1日現在（海面漁業調査及び内水面漁業調査）
平成26年1月1日現在（流通加工調査）

調査の対象：（2008年漁業センサス結果）

①海面漁業調査

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用） | 109,451 経営体 |
| ・漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用） | 5,745 経営体 |
| ・漁業管理組織調査票 | 1,738 漁業管理組織 |
| ・海面漁業地域調査票 | 1,041 海面漁業協同組合 |

②内水面漁業調査

- | | |
|-----------------------|-----------|
| ・内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用） | 5,491 経営体 |
| ・内水面漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用） | 987 経営体 |
| ・内水面漁業地域調査票 | 986 内水面組合 |

③流通加工調査

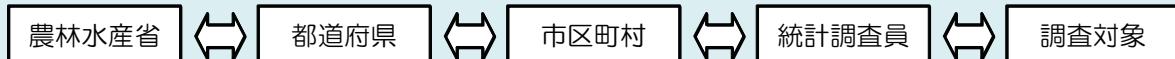
- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・魚市場調査票 | 921 魚市場 |
| ・冷凍・冷蔵、水産加工場調査票 | 11,946 冷凍・冷蔵、水産加工場 |

調査事項：

- ・漁業経営体調査票Ⅰ：漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況、個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他就業状況等
- ・漁業経営体調査票Ⅱ：漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況等
- ・漁業管理組織調査票：漁業管理組織の概要、漁業管理の内容等
- ・海面漁業地域調査票：生産条件、地域の活性化のための取組等
- ・内水面漁業経営体調査票Ⅰ：漁業種類、使用漁船、養殖施設、その他漁業経営体の漁業経営の状況、個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況等
- ・内水面漁業経営体調査票Ⅱ：漁業種類、使用漁船、養殖施設、その他漁業経営体の漁業経営の状況
- ・内水面漁業地域調査票：組合員数、生産条件、地域の活性化のための取組等
- ・魚市場調査票：魚市場の施設及び取扱高、その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
- ・冷凍・冷蔵、水産加工場調査票：事業内容、従業者数、その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

事務の流れ：

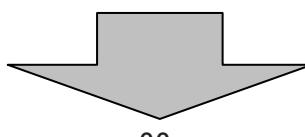
（漁業経営体調査票Ⅰ及びⅡ）



（上記以外）



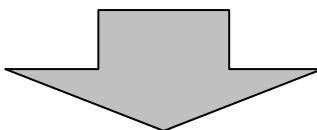
利活用状況：漁業法及び地方交付税法に基づく交付金算定の際や水産行政の推進に必要な基礎資料として利用されるとともに、各種統計調査の母集団として使用



近年の重要課題(新たなニーズ)

2013年漁業センサスにおいては、新たに策定された水産基本計画（平成24年3月23日閣議決定）に基づく水産施策及び東日本大震災からの復興の基本方針の推進に必要な基礎資料を整備するとともに、近年の調査環境の変化や記入者負担軽減の観点から調査内容の見直しや、農林水産省における行政事業レビュー等を踏まえた見直しを行う。

- 集計作業の負担軽減等の観点からOCR対応の調査票の導入
- 水産物流通調査（一般統計調査）との関係など調査内容の見直し
- 調査環境の変化を踏まえた調査の効率的な実施



2013年漁業センサスのポイント

- 集計作業の負担削減等の観点から、OCR対応の調査票を導入
- 海面漁業調査の漁業経営体調査票について、従来の団体経営体向けの3種類の調査票を1種類に統合
- 調査対象名簿の作成において、漁船登録データを活用
- 海面漁業調査の漁業経営体調査票における漁業種類別販売状況の把握について、販売金額上位2位までの把握から上位1位のみの把握に変更、漁業従事者に係る記入方法の変更
- 流通加工調査の冷凍・冷蔵、水産加工場調査票における水産加工品の生産量を把握する品目数（21品目）について、報告者の記入を容易にするため品目数（68品目）を細分化

「諮問第2号答申 平成20年に実施される漁業センサスの計画について」
(平成20年1月21日 府統委第33号)における「今後の課題」

2 今後の課題

漁業経営体調査票等で把握する漁船の仕様等については、漁業センサスの調査体制の変化に対応して把握内容を縮減してきたが、これについては、調査の簡素化・効率化を図る観点から、やむを得ないことと考える。しかしながら、漁船法(昭和25年法律第178号)第10条第2項に基づき都道府県が保有している漁船登録データには、漁業種類又は用途、推進機関の種類及び馬力数、進水年月日等の情報が含まれている。このことから、漁船登録データを活用することにより、報告者の負担を増やすことなく、有用な情報を得ることが可能であると考える。したがって、今後、漁業センサスで活用可能な漁船登録データを精査し、その活用方策について引き続き検討する必要がある。

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）

（抜粋）

別表 今後5年間に講すべき具体的施策

「第3 公的統計の整備を推進するために必要な事項」部分（抜粋）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 効率的な統計作成 (1) 行政記録情報等の活用 ア 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査	○ <u>漁業センサスへの漁船登録データの活用</u> 、法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの活用、医療施設調査への医療機能情報提供制度の活用など、統計委員会の答申において検討することとされた統計調査については、答申に基づき行政記録情報等の積極的な活用を検討する。	関係府省 (農林水産省、国土交通省、厚生労働省等)	<u>統計調査ごとに次回調査の企画時期までに検討し、結論を得る。</u>

漁業センサス結果の利用状況

行政上の施策への利用等

1 総務省の地方交付金算定における利用

地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）に基づく普通交付税算定の際、水産行政費（経常経費、投資的経費）の算出の資料として、漁業経営体数（水産業者数）が利用されている。

2 水産庁及び地方自治体の各種水産行政施策における利用

① 漁業生産に関する基本的制度を定めた漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づき、都道府県漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会に関する費用の財源充当のための交付金を算定する基礎資料として、漁業経営体数及び内水面組合員数が利用されている。

② 沿岸漁業を中心とする漁業の持続的生産体制構築のため、「漁業経営改善支援資金融資推進事業」の実施に当たり、都道府県が策定する「漁業経営構造改善計画」における構造改善の将来像を算出する基礎資料として、漁業経営体数、漁船トン数及び沿岸漁業就業者数が利用されている。

③ 漁業集落における生活環境の改善や漁村の活性化を推進するため、「漁業集落環境整備事業」の実施に当あたり、対象漁業集落の要件となる漁家比率が 1 位の漁業集落を判定するため、個人漁業経営体数等が利用されている。

④ 水産業の活性化及び水産資源の適切な利用・管理の広域的取組を推進するため、「資源管理体制・機能強化総合対策事業」の実施に当たり、都道府県が策定する「多元的資源管理型漁業活動指針」及び「活動計画」を策定する際の資料として、漁業就業者数及び漁業管理組織への参加経営体数が利用されている。

⑤ 水産加工業の振興に資するため、「水産加工経営改善促進基金」の貸付条件改定に際し、水産加工業の現状・動向を把握するための資料として、水産加工場数が利用されている。

3 農林水産省の各種制度設計における利用

① 水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）に基づく新たな「水産基本計画策定」の際に基礎資料として利用されている。

② 農林水産省において、税制改正要望事項を取りまとめる際に基礎資料として利用されている。

水産白書における分析での利用

水産白書作成の際の基礎資料を始め、白書データによる長期的動向の整理のため、調査結果全般が利用されている。

各種統計調査の母集団として使用

漁業経営調査、水産物流通調査、漁業就業動向調査、海面漁業生産統計調査、容器包装利用・製造等実態調査の母集団として使用されている。